

次世代育成支援対策の推進

今後の取組みの重点

- 少子化の流れを変えるため、平成17年4月からスタートした地方公共団体・企業の次世代育成支援行動計画を着実に実行し、全国どの地域でも国民一人ひとりが子育てしやすい環境に変わったと実感できるようにしていく必要がある。
- このため、「子ども・子育て応援プラン」の実現に向けて、以下の事項を推進する。
 - ① すべての子どもとすべての家庭に支援が行き届くような地域における子育て支援対策や多様な保育サービスの充実
 - ② 男女ともに子育てしながら安心して働くことのできる雇用環境の整備
 - ③ すべての子どもの命を大切にするための児童虐待防止対策や小児科・産科医療の確保
- また、「子ども・子育て応援プラン」において検討課題とされている経済的支援等として、児童手当や出産育児一時金等の拡充を図るものとする。

具体的施策

1. すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 734億円

- 地域における子育て支援体制の強化 537億円
 - ・子育て支援事業について、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の充実を図るとともに、地域の実情に応じた保育所等の整備計画の実現に向けて、次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の充実を図る。
- 放課後児童クラブの拡充 112億円
 - ・放課後児童クラブ 17年度 13,200クラブ → 18年度 14,100クラブ

2. 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,558億円

- 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 3,138億円
 - ・受入れ児童数を増やすとともに、民間保育所の整備の充実を図る。
- 延長保育、一時保育、特定保育等の充実、家庭的保育の拡充など多様な保育サービスの提供 420億円
 - ・保育所が自ら実施する保育ママ(保育所実施型)の創設等。
- 総合施設(仮称)の本格実施
 - ・「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設(仮称)」について、18年度から本格実施。

3. 仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現 90億円

- 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への支援 48億円
 - ・育児休業取得者等が初めて出た中小企業事業主に対し5年間に限り特別に手厚い助成を行う。
- 子育てする女性に対する再就職・再就業支援の充実 20億円
 - ・マザーズハローワーク(仮称)を新設し、子ども連れで相談しやすい環境の整備、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供、個々の希望を踏まえた相談・求人確保等の就職支援を行う。

4. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 139億円

- 児童虐待防止対策等児童の保護・支援の推進など虐待を受けた子どもへの支援の強化
 - ・児童相談所等における家族療法事業の実施や児童養護施設等への心理療法担当職員の配置の充実など機能強化を図る。

5. 小児科・産科医療の確保など母子保健医療の充実 243億円

- 小児科・産科医療体制整備事業の実施(新規)
 - ・医師確保、女性医師の就労支援など都道府県の取組みを支援する。
- 不妊治療に対する支援
 - ・現行助成制度の「通算2年」を「通算5年」に拡大する。

6. 母子家庭等自立支援対策の推進 1,626億円

- 母子家庭等の自立のための総合的な支援の推進
 - ・母子自立支援プログラム策定事業をモデル事業から全国展開する。
- 児童扶養手当 1,546億円
 - ・三位一体改革により、国庫負担割合を3/4から1/3とする。

7. 経済的支援の拡充

- 児童手当の拡充【平成18年4月から】
 - ・児童手当制度について、支給対象年齢を拡大(小3→小6)し、併せて、支給率を概ね90%まで引き上げる。
 - ・三位一体改革により、公費負担分に対する国庫負担の割合を2/3から1/3とする。
- 出産育児一時金の引上げ(30万円→35万円)【平成18年10月から】
- 乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大【平成20年4月から】
 - ・2割負担の対象者を拡大(3歳→小学校就学前)

若者の人間力の強化の推進と 2007年問題への対応

現 状

- 増加傾向にあるフリーター（213万人(H16)）
- 増加する若年無業者(ニート)(15歳～34歳の無業者64万人(H16))
- 高い離職率（就職後3年間の離職率 大卒35% 高卒49%）
- 若者のものづくり技能離れ（平成7年3月卒）（平成17年3月卒）
製造業就職者(高等学校卒業者) 135,847人 → 81,849人
卒業者に占める割合 8.5% → 6.6%
- 2007年から「団塊の世代」が60歳に到達し、引退過程に入ることによる技能継承の問題

施策の方向

フリーター25万人常用雇用化プランの推進やニート等若者の職業的自立の支援の促進により若者の人間力の強化を推進するとともに、各世代に必要な職業能力の開発の促進や引退過程を迎える「団塊の世代」からの技能の継承に対する支援を行う。

18年度予算のポイント

1 フリーター25万人常用雇用化プランの推進 224 億円

- ジョブ・カフェ等によるきめ細かな就職支援 26億円
- フリーター常用就職支援事業の強化 6.3億円
- 若年者試行雇用事業の拡充 99億円

2 若者の働く意欲を高めるための総合的な取組 87 億円

- ニート等の自立を支援するための地域における体制の構築 3.2 億円
- 若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備(新規) 4.7 億円
- 「若者自立塾」事業の推進 11 億円

3 若年者をはじめとした一人一人の能力発揮の推進 451 億円

- 実務・教育連結型人材育成システムの推進 87 億円
- 個人のニーズを踏まえた能力開発に取り組む企業への支援の拡充 69 億円
- キャリア・コンサルティングの推進 40 億円

4 団塊の世代の高齢化に伴う技能継承等の支援 9.6 億円

- 2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の創設 3.3 億円
- ものづくり立国の推進 5.1 億円

持続可能で安心できる年金制度の構築

1. 年金給付費国庫負担金

6兆6,446億円

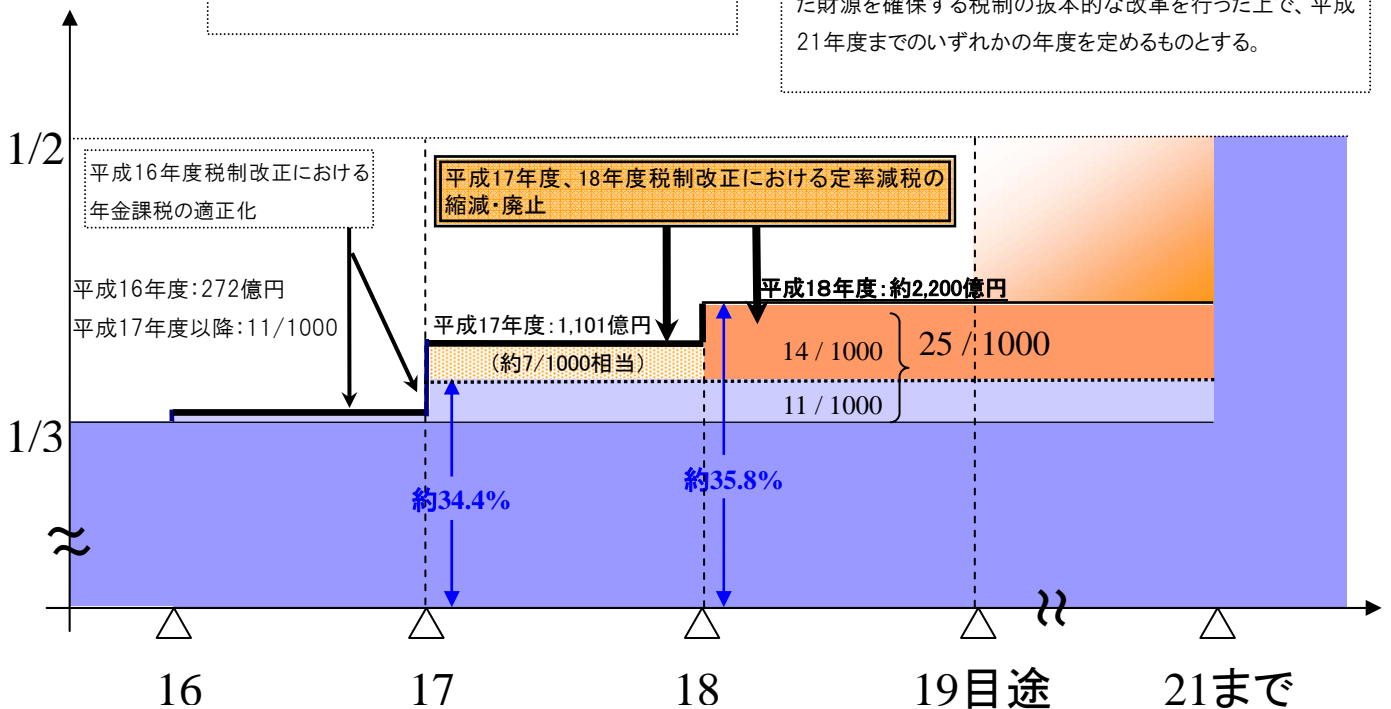
・ 基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金国庫負担割合については、現行の国庫負担割合（ $1/3 + 11/1000$ ）に約2,200億円（平成18年度）を加算し、 $1/3 + 25/1000$ とする。

（参考）基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋

【年金制度改正法附則第15条】
平成17年度及び平成18年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

【年金制度改正法附則第16条】
特定年度(国庫負担割合が2分の1に完全に引き上げられる年度)については、平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までのいずれかの年度を定めるものとする。



2. 年金事務費の財政上の特例措置

○ 社会保険庁の事業運営経費の圧縮

社会保険オンラインシステムを抜本的に見直し、システムを刷新するためにシステム経費は大幅に増加するが、事業運営経費全般について見直し、精査した結果、前年度予算に比べて減額

	(平成17年度)	(平成18年度)	(差引増減)
	5,324億円	→ 4,952億円	▲371億円
(うちシステム経費)	1,178億円	→ 1,415億円	237億円)

○ 平成18年度においては、引き続き国の厳しい財政事情にかんがみ、年金事務費財源の一部に保険料を充当する財政上の特例措置を継続

保険料負担とする特例措置の対象は、国民の理解を得られるよう、保険事業運営に直接関わる適用、徴収、給付、システム経費に限定する。
(平成17年度の特例措置と同様)

	(平成17年度)	(平成18年度)	(差引増減)
特例措置額	923億円	→ 1,004億円	81億円

【具体的な取扱い】

- 従来から国庫負担としている人件費については、引き続き国庫負担とする。
- 人件費以外の事務費について、特例措置として保険料負担とするものは、国民の理解が得られるよう、保険事業運営に直接関わる経費に限定する。
 - ・ 保険事業運営に直接関わる経費
社会保険庁と被保険者・受給者との間で行われる適用、徴収、給付に至る事務に係る経費(システム経費を含む)。
- 上記以外の経費は、国庫負担とする。
 - ・ 上記以外の内部管理事務経費
職員宿舎、公用車、福利厚生、研修等に係る経費

○ 平成19年度以降は、恒久的な措置を講ずる。